

神奈川県特例子会社・特定組合等設立支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、神奈川県内における特例子会社の設立等を促進し、障害者の就業機会の拡大を図るため、特例子会社を設立しようとする事業主の会社設立又は事業協同組合等の雇用促進事業の準備に要する経費に対し、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 親事業主とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する親事業主をいう。
- (2) 特例子会社とは、法第44条第1項に規定する子会社で、同条同項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定の適用について、当該子会社が雇用する労働者を当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所を当該親事業主の事業所とみなされることとなる株式会社をいう。
- (3) 特定事業主とは、法第45条の3第1項に規定する特定事業主をいう。
- (4) 事業協同組合等とは、法第45条の3第2項に規定する事業協同組合等をいう。
- (5) 雇用促進事業とは、法第45条の3第1項第3号に規定する事業をいう。
- (6) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条に規定する中小企業者をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱において補助の対象とする者（以下「補助対象事業主等」という。）は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 県内に特例子会社を設立する親事業主で次の各号をいずれも満たす者
 - ア 県内に本社があること
 - イ 雇用する労働者の数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条で規定する数以上であること
 - ウ 法第44条第1項の認定を受けること
 - (2) 特定事業主と雇用促進事業を実施する事業協同組合等で次の各号をいずれも満たす者
 - ア 県内に主たる事務所があること
 - イ 法第45条の3第1項に規定する特定組合等の認定を受けること
- 2 前項で規定する補助対象事業主等について、次の各号に掲げる者は、補助対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。)に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない事業所にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

3 知事は、必要に応じ、補助金の交付の申請を行おうとする事業主又は事業協同組合等（以下「申請事業主等」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表1に掲げる特例子会社の設立又は雇用促進事業の準備等に必要な事務経費であつて、実際に要したもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助対象経費のうち、国及び県等からの公的な補助及び助成金等の交付を受けるものについては、本事業との併給はできないものとする。

(補助額)

第5条 交付する補助金の額は、前条の対象経費に1/3を乗じた額（千円未満切り捨て）とし、当該年度の予算または、その予算残額を補助上限とする。

2 補助対象事業主等が以下のいずれかに該当する者の場合、補助金の額は、前条の対象経費に1/2を乗じた額（千円未満切り捨て）とし、当該年度の予算または、その予算残額を補助上限とする。

(1) 複数の重度障害者を雇用した親事業主

(2) 中小企業である親事業主

(3) 中小企業で構成される特定組合等

(事前協議)

第6条 申請事業主等は、補助を受けようとする事業を開始する前までに、神奈川県特例子会社・特定組合等設立計画書（第1号様式。以下「設立計画書」という。）に神奈川県特例子会社・特定組合等設立計画内訳書（第1号様式の2）及び全部事項証明書を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の設立計画書を受理した場合において交付対象と認める場合は、当該申請事業主等に対し、通知するものとする。

3 申請事業主等は、前項の通知を受けた後に次の各号のいずれかに該当する場合には、神奈川県特例子会社・特定組合等設立計画変更（中止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（経費区分ごとのいずれかの額の20%を超える変更）をするとき

(2) 補助事業等の内容の変更をするとき

(3) 事業を中止、又は廃止するとき

4 知事は、前項の変更（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、当該申請事業主等に対し、通知するものとする。

(交付の申請等)

第7条 申請事業主等は、特例子会社又は特定組合等の認定日（以下「認定日」という。）が属する年度内において、認定日から起算して30日を経過した日又は認定日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、神奈川県特例子会社・特定組合等設立支援補助金交付申請書（第3号様式）（以下「申請書」という。）に別表2に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

2 申請事業主等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 事業が完了したときに規則第12条の規定により知事に提出する実績報告書は、申請書の提出をもって、これに替える。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の交付決定及び額の確定をし、第4号様式により、補助対象事業主等へ通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第11条 知事は、第7条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 申請事業主等は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、「神奈川県特例子会社・特定組合等設立支援補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全

額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 知事は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の取り消しを行った場合には、第6号様式により、申請事業主等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定め、当該補助金の返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、期限を延長することがある。

2 申請事業主等は、前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 申請事業主等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(帳簿等の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(補助事業の検査等)

第15条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に報告を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(届出事項)

第16条 申請事業主等及び補助対象事業主等は、所在地、名称又は代表者氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和2年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）補助対象経費

経費区分	内 訳
設立プラン策定に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容、労務管理等について外部専門家に意見を求めた場合の費用（謝金、手数料、負担金、費用弁償、助成金申請） ・ 設立に際して必要な社員研修に係る費用（謝金、手数料、負担金、旅費） ・ コンサルティング費 ・ 先進企業等の視察に要する経費（受入企業等に対する謝金・手数料・負担金、調査旅費）
株式会社等の設立に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の認証印紙代 ・ 定款認証手数料 ・ 定款の謄本交付手数料 ・ 資本払込事務取扱手数料 ・ 資本払込金保管証明書手数料 ・ 登録免許税（既存の事業所等を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。） ・ 全部事項証明書（謄本）手数料 ・ 個人の印鑑証明書手数料 ・ 会社印鑑証明書手数料
官公署への手続き等に係る行政書士等に対する報酬 （既存の事業所等を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社等の設立に係るもの ・ 社会保険適用申請に係るもの ・ 労働保険適用申請に係るもの ・ 労働保険成立届に係るもの ・ 就業規則その他の規則の作成に係るもの
障がい者である従業員の採用に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用面接・説明会の会場使用料 ・ 採用面接・説明会に係る社員旅費 ・ 採用面接・説明会に係るパンフレット作成代金
設立に伴う準備室等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立準備室等賃借料 ・ 不動産周旋料 ・ 事務用品リース料 ・ 車リース料 ・ 駐車場料金 ・ 設立準備に係る社員旅費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表 2 (第 7 条第 1 項関係)

● 特例子会社

交付申請の添付書類
① 第 4 条に規定する経費を支払ったことを証する書面の写し
② 定款の写し
③ 全部事項証明書
④ 親事業主及び特例子会社について、法第 44 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
⑤ 事業所概要が分かるパンフレット
⑥ 補助対象事業主等が複数の重度障害者を雇用した親事業主である場合は、当該者が重度障害者であることが確認できる書類の写し
⑦ その他知事が必要と認める書類

● 特定組合等

交付申請の添付書類
① 第 4 条に規定する経費を支払ったことを証する書面の写し
② 定款の写し
③ 全部事項証明書
④ 特定事業主及び事業協同組合等について、第 45 条の 3 第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
⑤ 組合の概要が分かる資料
⑥ その他知事が必要と認める書類